



島根県報

平成23年2月18日（金）

第2,266号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正	(廃棄物対策課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了（2件）	(")	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定（2件）	(")	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	5
---------------	-------------	---

【雑 報】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	(河 川 課)	6
-----------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第98号**

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成23年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第4号、第6条第1項及び第14条第1項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

島根県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡川本町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

嶋田 慎司 邑智郡川本町大字川本331-1

2 就任年月日

平成22年 7月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

尾崎 順和 邑智郡川本町大字三俣66

島根県告示第100号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
上山地区農道事業（県営一般農道整備事業、県営基幹農道整備事業）	平成22年12月 2日

島根県告示第101号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
美又地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成22年10月22日
上長屋地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成22年3月25日

島根県告示第102号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市西林木町字美和田上941-4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市伯太町上小竹197（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町上赤名144-15、144-16、1672-1、1672-3、1673、1673-1、1673-4、1674-1から1674-6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯南町上赤名144-15、144-16、1672-3（次の図に示す部分に限る。）、1674-1から1674-3まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第105号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
奥出雲町	平成19年度～22年度	40枚	2冊	三沢4	平成23年2月10日
奥出雲町	平成20年度～22年度	41枚	1冊	小馬木2	平成23年2月10日

島根県告示第106号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称

中村1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町中村矢谷奥212番	1号
〃 197番1	2号
〃 199番2	3号から6号まで
隠岐郡隠岐の島町中村蛇山ノ一125番	7号
隠岐郡隠岐の島町中村北平157番4	8号
〃 1567番1	9号
隠岐郡隠岐の島町中村矢谷口182番1	10号

2(1) 区域の名称

中村2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町中村谷223番	1号
〃 栗原259番	2号
隠岐郡隠岐の島町中村矢谷奥208番2	3号及び4号
〃 213番1	5号
隠岐郡隠岐の島町中村谷214番	6号
〃 220番2	7号

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝口善兵衛

1 開発区域

浜田市久代町311番、312番1、312番2、882番、1395番、1402番3、1396番7、1398番4

面積 5,897平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

浜田市金城町今福1422番地3

社会福祉法人 實林会

理事長 竺川紹隆

雑 報

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項により公示する。

平成23年2月18日

国土交通省中国地方整備局長 福 田 功

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 栈橋 一基
- (2) 船舶 白色 一隻
- (3) 栈橋 一基
- (4) 栈橋 一基
- (5) 係留施設 一式

2 当該工作物が放置されていた場所

島根県松江市学園南1丁目地先

3 当該工作物を除却した日時

- (1) 平成23年2月2日 午後4時
- (2) 平成23年2月2日 午前11時
- (3) 平成23年2月3日 午後4時
- (4) 平成23年2月4日 午後2時30分
- (5) 平成23年2月4日 午後2時45分

4 当該工作物の保管を始めた日時

- (1) 平成23年2月2日 午後5時30分
- (2) 平成23年2月3日 午前10時
- (3) 平成23年2月3日 午後6時10分
- (4) 平成23年2月4日 午後4時40分
- (5) 平成23年2月4日 午後4時40分

5 当該工作物の保管場所

島根県八束郡東出雲町錦浜 斐伊川河川敷内

6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担

当該工作物を放置した者又はその所有者

7 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課

電話 0853-20-1753